

## 令和5年 秋の全国交通安全運動 実施要綱

### 1 期間

令和5年9月21日（木）～9月30日（土）  
（9月30日（土）は「交通事故死ゼロを目指す日」）

### 2 目的

本運動は、県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

### 3 運動の進め方

- (1) 県民一人ひとりが交通安全を自らの問題としてとらえ、家庭、職場、学校、地域で一丸となって交通安全意識を高め、交通事故防止に努めましょう。
- (2) 推進機関・団体は、本運動の重点が、県民一人ひとりに定着するように、相互に連携を図りながら、創意・工夫をして、その効果が運動終了後も持続されるよう効果的な推進に努めましょう。

### 4 運動の重点

#### (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

令和5年6月末現在の県内の交通事故死者の約3割が歩行者で、歩行者側に違反のある交通事故も発生しています。

次代を担うこどものかけがえのない命と歩行中死者の約8割を占める高齢者の命を社会全体で、道路における危険から守りましょう。

また、歩行者は、ご自身の命を守るために、交通ルールを必ず守りましょう。

#### 推進事項

##### ア 運転者は…

- (ア) こども・高齢者・障がい者等の歩行者保護意識を向上させるとともに、歩行者の飛び出しや車両の直前直後横断等の危険を予測した運転で、交通事故防止に努めましょう。
- (イ) 通学路や未就学児のこどもが日常的に集団で移動する経路等（以下、「通学路等」という。）においては、速度を落とし、特に交差点では、しっかりと安全確認をしましょう。
- (ウ) 横断歩道での歩行者優先は「マナー」ではなく、法律に定められたルールです。運転者は、横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。

##### イ 歩行者は…

- (ア) 「近くに横断歩道があれば横断歩道を渡る」、「信号を守る」、「走行車両の直前直後を横断しない」など、歩行者も交通ルールを守りましょう。
- (イ) 「歩きスマホ」は周囲への注意が散漫となり、交通事故につながる大変危険な行為ですので、絶対にやめましょう。
- (ウ) 道路横断時の自らの安全を守るための行動として、「横断歩道 “ハンドサイ

ン」キャンペーン」※1を実践しましょう。

(エ) 横断歩道を横断中も、周囲の安全を確認しながら横断し、交通事故を防止しましょう。

(オ) 高齢者は自身の歩く速さをしっかりと認識し、道路横断時は横断歩道を利用するなど、交通事故防止に努めましょう。

#### ウ 家庭等で…

(ア) 身近で起きた交通事故について話し合うなど、交通行動を見つめ直す機会とし、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけましょう。

(イ) こどもの通学路等や行動範囲をこども目線で一緒に確認し、危険な場所の把握に努めるとともに、安全な通行方法について指導しましょう。

(ウ) こどもに対し、交通ルールを教えるときは、具体的な危険性を交えて指導しましょう。

#### エ 職場・学校等で…

(ア) 通学路等を通行する場合や、運転中にこども・高齢者・障がい者等を見かけたから速度を控えるなど、保護意識を持った運転をするよう指導しましょう。

(イ) 「まもってくれてありがとう運動」※2や「ACTION38キャンペーン」※3を推進しましょう。

(ウ) 「ヒヤリハット体験」を共有し、交通安全意識の高揚を図りましょう。

(エ) 安全な交通行動を実践するために、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。

#### ※1「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」とは

横断歩道横断時の自らの安全を守るための交通行動として、「少し手を上げたり、ドライバーに顔を向けるなどして横断する意思を明確に伝えること」、「安全を確認してから横断を始めること」、「横断中も周りに気を付けること」を促し、歩行者の安全の確保を図ります。

#### ※2「まもってくれてありがとう運動」とは

「まもってくれてありがとう運動」は児童等が横断歩道を横断する際や横断後に、停止してくれた運転者に対して「ありがとう」と伝えたり、会釈したりしてお礼の気持ちを表し、横断歩道が人優先であることを学び、横断歩道でのルールとマナーについて自然に理解できる取組です。また、運転者にも「止まらなければ」という気持ち（歩行者保護の気持ち）を起こさせ、安全運転意識の高揚と交通事故の減少を図ることを目的としています。

#### ※3「ACTION38キャンペーン」とは

道路交通法38条（横断歩道等における歩行者等の優先）の「38」を模したシンボルマークの広報用ステッカー等を活用し、「三重県から歩行者保護の行動（ACTION）を起こすことにより、信号機のない横断歩道における停止率向上につなげ、横断歩行者の交通事故ゼロを目指します。

#### (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

日に日に日没時間が早まり、夕暮れ時や夜間の重大事故の発生が懸念されます。

自動車は早めのライト点灯とハイビームの活用、歩行者は反射材用品の着用を徹底

し、交通事故防止に努めましょう。

また、ドライバーは「横断歩道における歩行者の優先」、「飲酒運転の禁止」等の交通ルールを遵守するとともに、思いやりのある運転に努めましょう。

### 推進事項

#### ア 自動車（二輪車）運転者は…

(ア) 早めのライトの点灯を励行するとともに、対向車や先行車がない場合には、ハイビームを使用しましょう。

(イ) 横断歩道では、歩行者がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行し、横断しようとする歩行者がいる場合には手前で必ず停止して歩行者を安全に横断させましょう。

(ウ) 運転中のスマートフォンの使用は、注意力が散漫となり大変危険ですので、絶対にやめましょう。

(エ) 高齢者は、加齢に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が運転に及ぼす影響を理解し、慎重な運転を心掛けましょう。

また、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等が搭載されたセーフティ・サポートカー（略称：サポカー）等への乗換えを検討しましょう。

(オ) 身体機能の変化等により、運転に不安を覚えることがあれば、運転免許証の自主返納についても検討しましょう。

(カ) 後部座席を含めた全ての座席においてシートベルトを正しく着用し、事故の衝撃や車外放出からご自身の命を守りましょう。

(キ) 6歳未満の幼児を同乗させるときは、国の安全基準に適合し、体格にあったチャイルドシートを正しく使用しましょう。

(ク) 飲酒運転は犯罪であり、重大な責任を負うことを自覚しましょう。

(ケ) 飲酒することが予想される会合等には、車で出かけないようにしましょう。

その場合は、バス、タクシー、電車等の公共交通機関や運転代行業を利用しましょう。

(コ) 深夜まで飲酒した場合等は、翌朝もアルコールが体内に残っている場合があること（いわゆる「二日酔い」）を自覚しましょう。

(サ) 妨害運転は重大事故につながる危険な行為です。

「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転を心掛けましょう。

(シ) 二輪車を運転するときは、ヘルメットを正しく着用し、交通事故発生時の被害軽減のため、プロテクターを着用しましょう。

また、速度を十分に落として交通事故防止に努めましょう。

#### イ 自転車運転者・歩行者は…

(ア) 夕暮れ時や夜間は、視認性が低下するため、自動車等から自分の姿は見えていないかもしれないと認識し、慎重な安全確認により、交通事故防止に努めましょう。

(イ) 夕暮れ時から夜間に外出する際は、明るい色の服装を心掛け、反射材用品を着用するとともに、懐中電灯等を活用しましょう。

また、ウォーキング等に出かける際は、街灯や歩道のある「安全なルート」

を選ぶようにしましょう。

#### ウ 家庭等で…

(ア) 日に日に日没時間が早まるこの時期は、夕暮れと帰宅時間帯のラッシュが相まって、交通事故の多発が懸念されます。

済ませられる用事は昼間に済ませ、夕暮れ時の外出を減らすなど、交通事故防止について工夫しましょう。

(イ) 将来、運転免許証を取得することにも対し、正しい横断歩道の渡り方や横断歩道での交通ルールを教えましょう。

(ウ) 飲酒運転で交通事故等を起こした場合に家庭に及ぼす影響を考えるとともに飲酒する場への送迎、交通手段等について検討し、「飲酒運転を絶対にさせない環境づくり」を行いましょ。

#### エ 職場・学校等で…

(ア) 「ヒヤリハット体験」を共有し、交通安全意識の高揚を図りましょ。

また、夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起を行い、交通事故防止に努めましょ。

(イ) あらゆる機会を通じ、横断歩道での歩行者優先が道路交通法で規定するルールであることを周知し、歩行者に対する思いやりのある運転を推進ましょ。

(ウ) 出退勤時のシートベルト着用チェックを行うなど、職場総ぐるみで着用の徹底を図りましょ。

(エ) 交通安全教育を通じ、児童・生徒及び保護者に対し、シートベルトの着用効果と正しい着用の必要性を理解させましょ。

(オ) 運転前後等に目視やアルコール検知器等で酒気帯びの有無を確認※4し、飲酒運転の未然防止に努めましょ。

(カ) 飲酒が予想される会合等を行う際は、参加・帰宅方法を事前に確認するなどして飲酒運転を防止ましょ。

(キ) 「ハンドルキーパー運動」※5を推進ましょ。

#### ※4 事業所等における安全運転管理者業務が拡充されました。

道路交通法施行規則の一部が改正され、安全運転管理者の業務が新たに追加されました。詳細は、三重県警察公式ホームページをご覧ください。



三重県警察公式ホームページ

「警察からのお知らせ・安全運転管理者制度について」にリンクします

#### ※5 「ハンドルキーパー運動」とは

やむを得ず、仲間と自動車で飲食店などへ行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人を決め、その人はお酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る運動です。

【参考】

○ 飲酒運転の罰則と行政処分

違反種別		罰則	基礎点数
酒酔い運転		5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	35点
酒気帯び運転	0.25 mg以上	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	25点
	0.15 mg～0.25 mg未満	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	13点

行政処分（※前歴及びその他の累積点数がない場合）

- 35点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は3年）
- 25点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は2年）
- 13点…免許停止（運転免許の停止期間は90日）

○ 飲酒運転の周辺者三罪

〔車両提供罪〕

違反態様別	罰則
運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

〔酒類提供罪・同乗罪〕

違反態様別	罰則
運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

(3) 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車は、運転免許証なしで誰もが気軽に乗れる乗り物ですが、ルールを守らなければなりません。

自転車運転者は自転車「車両」であることを認識し、交通ルールを遵守して交通事故防止に努めましょう。

推進事項

ア 全ての自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用

- (ア) 自転車乗用中に交通事故に遭われた場合、ヘルメットを着用していない方は、着用している方に比べて致死率が2倍以上も高くなります。
- (イ) 令和5年4月1日から、年齢問わず、全ての自転車利用者を対象に乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。
- (ウ) ご自身の命を守るために、自転車を利用する全ての人が乗車用ヘルメットを着用しましょう。

イ 自転車運転者は…

- (ア) 「自転車安全利用五則」※6を守りましょう。  
二人乗り、並進、自転車運転中の傘差し、スマートフォン・イヤホン使用等が、自分や周囲に及ぼす危険を自覚し、「危険な運転」は絶対にやめましょう。
- (イ) 自転車は、道路交通法で「軽車両」に位置付けられており、「車の仲間」です。

道路を通行する時は、車として交通ルールを守って安全に走行しましょう。

(ウ) 自転車は、車道の左寄りを通行するのが原則ですが、次の場合には歩道を通行することができます。

歩道を通行する場合は、歩行者優先で車道寄りを通行しましょう。

**自転車が歩道通行できる場合**

- 道路標識等で指定された場合
- 運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体が不自由な人の場合
- 車道または交通の状況からみて、やむを得ない場合

(エ) 乗車前には、自転車の安全点検をしましょう。

(オ) 万が一の交通事故に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。※7

**ウ 家庭等で…**

(ア) こどもが自転車を利用するようになると行動範囲が広がり、交通事故の危険性が増します。

ご家庭がよく話し合い、こどもに交通ルールを教えてあげましょう。

また、幼児2人同乗用自転車では、乗車・降車時等における転倒事故に注意しましょう。※8

(イ) 保護者は、未成年者が自転車を運転する場合には、その自転車について、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

**エ 職場・学校等で…**

(ア) 学校等においては「自転車安全利用五則」に則った、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、児童、生徒、職員の交通安全意識を高揚させましょう。

(イ) 自転車通学・通勤者に対し、登下校、出退勤時の機会を捉え、正しい交通ルールの実践を指導しましょう。

(ウ) 業務で自転車を運転する場合には、その自転車について自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

(エ) 職場・学校等においても、全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットを着用するよう努めましょう。

**オ 電動キックボード（特定小型原動機付自転車）等の利用者は…**

(ア) 令和5年7月1日から改正道路交通法が施行され、いわゆる電動キックボードの交通ルールが変わりました。

(イ) これまで、電動キックボードは、原動機付自転車又は小型特殊自動車等という扱いでしたが、次の基準を満たす電動キックボードは、特定小型原動機付自転車として新たなルールが適用されることになりました。

**特定小型原動機付自転車の基準**

○車体の大きさ

長さ 190センチメートル以下 幅 60センチメートル以下

○車体の構造

- ・原動機として、定格出力が0.60キロワット以下の電動機を用いること
- ・時速20キロメートルを超える速度を出すことができないこと
- ・走行中に最高速度の設定を変更することができないこと
- ・オートマチックトランスミッション（AT）であること
- ・最高速度表示灯が備え付けられていること

これらの基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、特定小型原動機付自転車に該当せず、一般原動機付自転車等に応じた交通ルールが適用されます。

(ウ) 基準を満たす特定小型原動機付自転車は、運転免許が不要となっていますが、自転車とは異なります。

16歳未満の運転は禁止されており、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済への加入が義務付けられています。

そのほか、ナンバープレートの取付も必要となります。

(エ) 特定小型原動機付自転車は、車道と歩道又は路側帯の区別があるところでは、車道を通行しなければならないが、原則として車道の左側端に寄って通行しなければなりません。

歩道を通行することはできず、歩道通行をした場合には違反になります。

(オ) 特定小型原動機付自転車のうち、次の基準を満たすものについては、特例特定小型原動機付自転車として、例外的に歩道を通行することができます。

#### **特例特定小型原動機付自転車の基準**

- 最高速度表示灯（緑色の灯火）を点滅させていること
- 時速6キロメートルを超えて加速することができない構造であること 等

(カ) 特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメット着用の努力義務があります。

交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要になりますので、ご自身の命を守るために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

(キ) 特定小型原動機付自転車は、16歳未満の運転禁止や飲酒運転の禁止など様々な交通ルールがあります。

電動キックボードを利用する方は、交通ルールを守り、安全に利用しましょう。交通ルールの詳細は、警察庁公式ホームページをご覧ください。

警察庁ホームページにリンク→



#### **※6 自転車安全利用五則**

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

**※7 「自転車損害賠償責任保険等」への加入は義務です！**

三重県交通安全条例により、令和3年10月1日から、

- 自転車運転者（未成年を除く）
- 保護者（監護する未成年者が自転車を運転する場合）
- 自転車利用事業者
- 自転車貸付事業者

の自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。

三重県交通安全条例（自転車保険への加入義務）に関する詳細は、三重県公式ホームページをご覧ください。

三重県交通安全条例

検索



三重県公式ホームページ「三重県交通安全条例」のページにリンクします

**※8 自転車用幼児座席、幼児2人同乗用自転車を安全に利用するために**

- 自転車用幼児座席の利用について



三重県警察公式ホームページ

「警察からのお知らせ・交通安全情報・自転車用幼児座席の利用について」  
にリンクします。

- 幼児2人同乗用自転車の安全利用について



三重県警察公式ホームページ

「警察からのお知らせ・交通安全情報・自転車の転倒事故からお子さまを守りましょう！  
～幼児乗せ自転車を安全に利用するためのポイント～」にリンクします。



## 別 記

### ○ 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(土)

平成20年1月に、交通安全に対する国民の意識を高めるため、新たな国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」を設けることとされました。

令和5年9月30日は、「交通事故死ゼロを目指す日」です。

県民一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故を無くしましょう。

### ○ 三重県交通安全県民運動スローガン

**やさしさが 安全つなぐ 三重の道** ～歩行者の ハンドサインは 赤信号～

☆ 三重県交通対策協議会推進機関・団体一覧（122 機関・団体）

- 1 三重県
- 2 三重県警察
- 3 三重県教育委員会
- 4 市町
- 5 市町教育委員会
- 6 一般財団法人三重県交通安全協会
- 7 一般社団法人三重県自家用自動車協会
- 8 一般社団法人三重県安全運転管理協議会
- 9 一般社団法人三重県トラック協会
- 10 一般社団法人三重県タクシー協会
- 11 一般社団法人三重県自動車整備振興会
- 12 一般社団法人三重県指定自動車教習所協会
- 13 一般財団法人三重県老人クラブ連合会
- 14 公益社団法人三重県バス協会
- 15 国土交通省中部運輸局三重運輸支局
- 16 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
- 17 国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所
- 18 国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所
- 19 三重労働局
- 20 軽自動車検査協会三重事務所
- 21 中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター
- 22 中日本高速道路株式会社名古屋支社津高速道路事務所
- 23 三重県高速道路交通安全協議会
- 24 独立行政法人自動車事故対策機構三重支所
- 25 自動車安全運転センター三重県事務所
- 26 三重県市長会
- 27 三重県町村会
- 28 三重県自治会連合会
- 29 三重県商工会議所連合会
- 30 三重県石油業協同組合
- 31 三重県農業共済組合
- 32 一般社団法人全国道路標識・標示業協会中部支部三重県協会
- 33 一般社団法人三重県建設業協会
- 34 一般社団法人津銀行協会
- 35 一般社団法人四日市銀行協会
- 36 三重交通株式会社
- 37 三岐鉄道株式会社
- 38 近畿日本鉄道株式会社名古屋統括部運輸部
- 39 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部運輸部
- 40 東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部

- 4 1 西日本旅客鉄道株式会社伊賀上野駅
- 4 2 日本貨物鉄道株式会社東海支社
- 4 3 伊勢鉄道株式会社
- 4 4 一般社団法人生命保険協会三重県協会
- 4 5 三重県交通共済協同組合
- 4 6 日本郵便株式会社東海支社
- 4 7 日本たばこ産業株式会社津支店
- 4 8 三重県商工会連合会
- 4 9 一般社団法人三重県食品衛生協会
- 5 0 三重県生活衛生同業組合連合会
- 5 1 三重県木材組合連合会
- 5 2 日本赤十字社三重県支部
- 5 3 公益社団法人三重県医師会
- 5 4 公益社団法人三重県歯科医師会
- 5 5 三重県自転車協同組合
- 5 6 三重県印刷工業組合
- 5 7 公益社団法人日本青年会議所三重ブロック協議会
- 5 8 三重県消防協会
- 5 9 一般社団法人三重県自動車会議所
- 6 0 三重県自動車販売店交通安全対策推進協議会
- 6 1 三重県自動車販売協会
- 6 2 三重県軽自動車協会
- 6 3 一般社団法人日本自動車連盟（J A F）三重支部
- 6 4 三重県中古自動車販売協会
- 6 5 損害保険料率算出機構四日市自賠責損害調査事務所
- 6 6 三重県P T A連合会
- 6 7 三重県高等学校P T A連合会
- 6 8 三重県子ども会連合会
- 6 9 日本ボーイスカウト三重連盟
- 7 0 ガールスカウト日本連盟三重県支部
- 7 1 三重県青年団協議会
- 7 2 三重県地域交通安全活動推進委員協議会
- 7 3 三重県国公立幼稚園・こども園長会
- 7 4 三重県私立保育連盟
- 7 5 三重県小中学校長会
- 7 6 三重県高等学校長会
- 7 7 建設業労働災害防止協会三重県支部
- 7 8 一般社団法人三重県社会基盤整備協会
- 7 9 三重県砂利協同組合連合会
- 8 0 三重県砕石工業組合
- 8 1 社会福祉法人三重県社会福祉協議会
- 8 2 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会

- 8 3 公益社団法人三重県障害者団体連合会
  - 8 4 三重県私学総連合会
  - 8 5 三重県農業協同組合中央会
  - 8 6 三重県信用農業協同組合連合会
  - 8 7 全国農業協同組合連合会三重県本部
  - 8 8 全国共済農業協同組合連合会三重県本部
  - 8 9 三重県厚生農業協同組合連合会
  - 9 0 三重県新生活運動推進協議会
  - 9 1 日本海洋少年団三重県連盟
  - 9 2 一般社団法人三重県建築士会
  - 9 3 三重弁護士会
  - 9 4 三重県人権擁護委員連合会
  - 9 5 三重県交通安全母の会連合会
  - 9 6 公益社団法人三重県観光連盟
  - 9 7 一般社団法人三重県警備業協会
  - 9 8 三重県交通遺児を励ます会
  - 9 9 三重県電気工事業工業組合
  - 1 0 0 公益社団法人三重県酒新生会
  - 1 0 1 三重県小売酒販組合連合会
  - 1 0 2 伊勢新聞社
  - 1 0 3 株式会社産業経済新聞社津支局
  - 1 0 4 株式会社中日新聞社三重総局
  - 1 0 5 一般社団法人共同通信社津支局
  - 1 0 6 株式会社時事通信社津支局
  - 1 0 7 株式会社中部経済新聞社三重支社
  - 1 0 8 株式会社朝日新聞社津総局
  - 1 0 9 株式会社毎日新聞社津支局
  - 1 1 0 株式会社読売新聞社津支局
  - 1 1 1 株式会社日本経済新聞社津支局
  - 1 1 2 株式会社日刊工業新聞社三重支局
  - 1 1 3 日本放送協会（NHK）津放送局
  - 1 1 4 株式会社C B Cテレビ三重支社
  - 1 1 5 東海テレビ放送株式会社三重支社
  - 1 1 6 東海ラジオ放送株式会社
  - 1 1 7 三重テレビ放送株式会社
  - 1 1 8 名古屋テレビ（メーテレ）放送株式会社三重支社
  - 1 1 9 中京テレビ放送株式会社三重支局
  - 1 2 0 三重エフエム放送株式会社
  - 1 2 1 一般社団法人日本損害保険協会中部支部三重損保会
  - 1 2 2 三重県遊技業協同組合
- (以上 122 推進機関・団体 順不同)